

## 実施公告

次のとおり公募を行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和6年6月18日

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会  
代表 愛知県知事 大村秀章

### 地域活性化ロゴマーク作成業務受託者募集要項

#### 1 業務の概要

- (1) 業務名  
地域活性化ロゴマーク作成業務委託
- (2) 業務内容  
別紙1「地域活性化ロゴマーク作成業務委託仕様書（案）」のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和6年10月18日（金）まで
- (4) 契約上限金額  
1,488,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (5) 契約形態  
企画競争型随意契約
- (6) 契約方法  
事業実施にあたっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務委託仕様書及び契約金額を契約金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結する。  
企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

#### 2 応募参加資格

本公募の参加の有資格者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出期限において、次のア、イすべてを満たしていること。
  - ア 愛知県の「令和6・7年度入札参加資格者名簿」掲載者の、業務（大分類）「03 役務の提供等」において、営業種目（中分類）「03 映画等製作・広告・催事」の取扱内容（小分類）「04. デザイン」に登録されている者であること。
  - イ 令和5・6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」の競争入札参加資格を有すると認定されたものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過し

ない者（当該事実と同一の事由により愛知県会計局及び愛知県建設局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止又は名古屋市指名停止要綱（15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録及び認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる入札参加資格の登録及び認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等（以下「組合」という。）と当該組合の組合員との双方が同時に本公募に参加しようとしなない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者にあつては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公募に参加することができる。
- (7) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公募の公告の日から契約候補者の決定までの間に「愛知県が行う契約からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。  
（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき徴収の猶予を受けているとき、又は、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）

### 3 応募手続

- (1) 契約に関する事務を担当する部署及び問い合わせ先

アジア・アジアパラ競技大会愛知・名古屋合同準備会事務局

（愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局計画推進課内）

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号 愛知県庁東大手庁舎 2 階

担 当：松原、宮地

電 話：052-954-7403

E-mail: keikaku-suishin@pref.aichi.lg.jp

- (2) 質問回答

本公募に対し質問等がある者は、質問票（様式 1）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

ア 質問期限

令和6年7月1日（月）午後5時まで

イ 質問の送付先

電子メール：keikaku-suishin@pref.aichi.lg.jp

※タイトルは「地域活性化ロゴマーク作成業務委託に関する質問」とすること。

ウ 回答

質問等への回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、令和6年7月4日（木）までに、愛知県公式 Web サイトに掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。

エ 留意事項

質問に対する回答にあわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、参加資格確認申請書類、企画提案書及び見積書（以下「企画提案書等」という。）の提出前に愛知県公式 Web サイトを必ず確認すること。

(3) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出期間等

ア 提出期限

令和6年7月18日（木）午後5時（必着）まで（持参により提出する場合は、県の休日に関する条例第1条に定める県の休日及び名古屋市の休日を定める条例第2条第1項に定める本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ 提出先

3（1）に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）

なお、全ての提出書類は、同一の方法により、かつ、同時に提出すること。

エ 提出書類の取扱い

(ア) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は、本公募における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(イ) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等は返却しない。

(ウ) 次のいずれかに該当する企画提案書等は無効とする。

- a 参加資格を有しない者が提出した企画提案書等
- b 記入事項を判読できない企画提案書等
- c 参加資格確認申請書類に虚偽の記載をした者が提出した企画提案書等
- d 虚偽の事項が記載された企画提案書等
- e 契約上限金額を超過した金額を記載した企画提案書等
- f 不正な利益を図る目的で評価委員と接触した者が提出した企画提案書等
- g 上記アの提出期間内に提出されなかった企画提案書等
- h その他本公告等に定める条件に違反した企画提案書等

(エ) 上記アの提出期間経過後は、提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。ただし、本会から指示があった場合を除く。

(オ) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後、本会が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。なお、この追加書類についても、既に提出を受けた参加資格確認申請書類及び企画提案書等と同様に取り扱う。

(カ) 企画提案書の著作権は提案者に帰属することとする。ただし、当該企画提案書は、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）及び名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本会は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるも

のとする。

- (キ) 企画提案書の作成にあたって著作権及び特許権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、その結果生じた責任は提案者が負う。

#### 4 提出書類及び作成に当たっての注意事項

##### (1) 提出書類及び提出部数

###### ア 参加資格確認申請書類

- (ア) 参加資格確認申請書（様式2）【正本1部】
- (イ) 会社の概要が分かる資料（パンフレットなど）【正本1部】

###### イ 企画提案書

- (ア) 企画提案書表紙（様式3）【正本1部】
- (イ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）【正本1部】
- (ウ) 業務実施体制・業務実績（様式5）【正本1部・副本7部】
- (エ) 企画書（様式任意）【正本1部・副本7部】

###### ウ 見積書

- (ア) 見積書（様式6）【正本1部・副本7部】
- (イ) 積算内訳書（様式任意）【正本1部・副本7部】

##### (2) 作成に当たっての注意事項

- ア 別紙2「地域活性化ロゴマーク作成業務企画提案書等作成要領」に基づき、提出書類を作成すること。
- イ 副本には事業者名が特定できるような表示や表現を記載しないこと。
- ウ 提案者1者につき1提案に限ること。

#### 5 審査及び契約候補者の選定方法

提出された企画提案書等について、次のとおり審査を実施する。

企画提案書等の評価は、「地域活性化ロゴマーク作成業務委託事業者評価委員」が行う。なお、客観的に算出可能な社会的取組に関する評価の点数算出は、事務局が行う。

審査は非公表とする。

##### (1) 審査の実施

###### ア 第1次審査（書面審査）

- (ア) 提出された参加資格確認申請書類及び企画提案書等により、参加資格の有無について確認するとともに、別添の評価基準に従い書面審査を実施する。
- (イ) 第1次審査の結果、参加資格が有ると認められた者のうち、点数が上位の5者に対し、下記イの第2次審査を行う。ただし、企画提案書等の提出者が5者以下の場合、第1次審査を実施しない。
- (ウ) 第1次審査の結果については、令和6年7月22日（月）までに電子メールにて通知する。

###### イ 第2次審査（書面審査）

- (ア) 日程  
令和6年7月24日（水）  
なお、詳細については対象者に別途連絡する。
- (イ) 評価基準については、第1次審査と同じものを使用する。

ウ 提案者の能力及び提案内容に係る評価基準  
別紙3「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 提出された企画提案書等を審査し、契約候補者となることができる最低基準点以上の点数を得た提案者のうち最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。なお、契約候補者が、契約締結の日までの間に、次のいずれかに該当する場合も同様とする。

(ア) 参加資格を有しないこととなった場合

(イ) 指名停止を受けた場合

(ウ) 排除措置を受けた場合

ウ 提案者が1者のみであった場合でも本公募は成立するものとする。

エ 本公告に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面等により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のとおり無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる 期限の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面等で行う。

## 6 審査結果の通知及び結果の公表

(1) 審査結果は、企画提案書等を提出した全ての提案者に対して通知する。

(2) 全ての提案者の順位及び評価点数を含む審査結果は、愛知県公式 Web ページにおいて公表する。

## 7 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

契約候補者に選定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(1) 受付場所

3(1)に同じ

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 書面の提出方法

持参

(4) 説明に対する回答

説明に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対して書面等で行う。なお、書面等にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

## 8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金の納付義務

契約保証金は、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の3及び名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の作成など提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 本公募の提案者が本会から受領した書類は、本会の承諾なく公表又は使用してはならない。

(6) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等の提出後に辞退する場合は、書面（様式は自由。）により届け出ること。

(7) 参加資格確認申請書類及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とし受託予定を取り消す。

(8) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本会が認める場合はこの限りではない。

(9) 契約内容の履行にあたっては、業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(10) この契約において、談合その他の不正行為により本会が被った金銭的損害の賠償については、「談合その他の不正行為に係る賠償額の予定」に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。

(11) 談合情報が寄せられた場合は、本公募を中止することがある。